

各 位

東京都港区赤坂9-7-1

株式会社マネースクウェアHD

代表取締役社長 相葉 斉

問合せ先 総務・IR部長 北澤 一夫

電話 03-3470-5077(代表)

<http://www.m2hd.co.jp>

株式会社外為オンラインに対する勝訴判決のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。この度、当社が株式会社外為オンライン（以下「外為オンライン」と言います。）に対して提起していた特許権侵害訴訟について、外為オンラインに対して特許権侵害を認める判決（サービスの停止を認める判決）がなされたのでお知らせいたします。

- 1 株式会社マネースクウェアHD（以下「当社」と言います。）は、平成27年2月19日に、外為オンラインに対して、外為オンラインが平成26年10月より提供している「サイクル注文」及び「iサイクル注文」が当社の特許権を侵害すると主張して、これらのサービスの差止めを求めて裁判を提起していましたが（以下「本件侵害訴訟」と言います。）、平成29年12月21日に、知的財産高等裁判所により、外為オンラインの「サイクル注文」の差止め（サービスの停止）を命じる判決（以下「知財高裁判決」と言います。）が言い渡されました。

なお、当社は、本件侵害訴訟の他に、iサイクル注文の差止めを求めて2件の特許権侵害訴訟を提起しており、こちらは現在訴訟が進行中です。

- 2 知財高裁判決は、外為オンラインの「サイクル注文」が当社の保有する特許第5525082号（発明の名称：金融商品取引管理システムにおける金融商品取引管理方法、プログラム）を侵害するものであると判断し、「サイクル注文」の提供の差止めを命じるものです。

知財高裁判決は、知的財産高等裁判所という専門の裁判所において、当社の主張が正しく受け止められ、認められたものであり、サイクル注文のみならずこれと同様なサービスを展開している他社に対しても影響がある判断であると考えております。

なお、知的財産高等裁判所においては、裁判所による上記判断がなされることを踏まえての和解協議がなされましたが、合意をするに至らずに本件判決に至ったものであり、当社において確認したところ、外為オンラインは既に「サイクル注文」のサービス提供を中止しているようです。

- 3 また、本件侵害訴訟と並行して、外為オンラインからは、当社の保有する2件の特許権（特許第5525082号及び特許第5650776号）に対して、特許庁に無効審判が請求されていました。同無効審判請求については、平成28年12月12日に、特許庁で当社の保有する特許権がいずれも有効であるという審決が言い渡されておりました。

この特許庁の審決に対して、外為オンラインは不服とし、知的財産高等裁判所に審決取消訴訟（以下「本件審取訴訟」と言います。）を提起しておりました。本件審取訴訟につきましても、平成29年12月21日に、当社の特許権がいずれも有効であるとして、外為オンラインの請求を棄却する旨の判決が言い渡されました。

- 4 当社は、知的財産権を重要な経営資源の一つであると考え、平素よりその権利の取得及びその適正な活用を図って参りました。その一環である本件侵害訴訟において、当社の保有する特許権の侵害が認められ、侵害サービスの差止めが認められたことは、当社の知的財産戦略の大きな一歩であると考えております。

トラリピを始めとする自動利益確定ツール等(※)の独自注文の開発及びその権利保護に経営資源を注ぐという当社の判断は、「投機ではない資産運用としてのFX取引及びCFD取引を実現するためには独自注文が必要不可欠な存在である」という考えに基づいております。独自注文の利用を拡大させることによって、

感情にとらわれた無駄な売買をできるだけ抑制しながら相場の値動きを効率的に収益に変えていく運用スタイルを広く普及させ、ひいては当社の「資産運用を通してNIPPONを裕福にする」というビジョンに一步步近づいていけるものと考えております。

当社は引き続き、当社が保有する知的財産権を侵害すると考えられる類似サービス・プログラムに対しては、一切の法的措置を含め、断固たる対応を採っていく所存です。

以上

※ トラリピは、新規注文と利益確定の決済注文を同時に発注したのち、新規注文と決済注文が成立して利益が確定すると、同じ数量、価格の新規注文と決済注文が発注され、これが繰り返される「自動利益確定ツール」です。